様式第２号（第５条関係）

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県知事

　令和　年　月　日付けで申請のあった施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　円

２　支払方法

　　精算払いとする。

３　交付の条件

（１）補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認

　　を受けなければならない。

（２）県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることが

　　ある。

（３）補助事業者は、補助金に係る証拠書類を当該補助事業の完了の日の属す

　　る会計年度の翌会計年度から起算して５年間保管しなければならない。

（４）県は、補助事業者に対し、補助事業に係る事項について、調査、検査あるい

　　は報告を求めることができる。